



被災住宅の応急修理



住宅の応急修理は、自宅が一定の被害(大規模半壊、中規模半壊、半壊(半 焼)又は準半壊)を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、 トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものです。

- ○応急修理ができる工事費用の限度額は1世帯あたり、
- ・半壊以上の世帯/59万5千円以内・準半壊の世帯/30万円以内
- ※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
- ※全壊であっても、修理すれば居住が可能なら、対象とすることが可能です。
- ※現金を給付する制度ではありません。
- ○応急修理は、自治体が修理業者と契約します。 (修理限度額を超える工事費用は自己負担です。)
- ○詳しくは「住宅の応急修理Q&A」で検索ください。
- ○住宅の被害を受け公営住宅等を避難先として短期間利用された方であれば、応急 修理の実施が可能です。

修理に必要な書類 自治体にご確認ください。

- ●住宅の応急修理申込書
- ②り災証明書(写し)
- ❸修理前の被害状況が分かる写真
- △修理見積書(修理業者に作成を依頼してください。) ※希望する業者が無い場合は各市町村が業者を紹介します。
- ⑤資力に関する申出書(中規模半壊、半壊及び準半壊の方)

ご注意ください!

- ◎カメラでもスマホでも結構です。自宅の被災した状況を写真で撮影 してください。
- ◎修理業者との契約は自治体が行いますので、被災された方自らが契 約をしないでください。
- ◎万が一、契約をして修理を実施しても、修理代金を支払う前に、まず は最寄りの自治体に相談してください。
- ◎申込書は、自治体又は自治体が設置する住宅相談窓口で受け取って ください。

応急仮設住宅への入居

応急仮設住宅は、自宅が倒壊 するなど住むことができなくなっ た場合に入居するものです。

- 入居対象は以下のとおりです。
- ①住宅が全壊、全焼又は流出等 の被害を受けた方
- ②住宅の被害は半壊又は大規模 半壊であっても、住宅として利 用ができない方*
- ③地すべりにより避難指示を受 けているなど長期にわたり自らの住居に居住できない方
- ※加えて、上記①、②に該当し、自宅を応急修理すれば、住宅として利用できる方も 仮設住宅に入居することができます。

*具体的な入居例

- ア揖壊家屋等取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、 自らの住居に居住できない方
- ①水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用が できず、自らの住居に居住できない方
- ウ屋根等が損傷し、屋内浸水により、住宅としての利用ができず、 自らの住居に居住できない方 など
- ○賃貸型の仮設住宅は、世帯人数に応じて家賃が設定されていますので自治体に 確認をしてから物件の検討を行ってください。(現金を給付する制度ではあり
- ○自宅での居住が難しい等の場合には、公営住宅に一時的に入居できる場合も あります。詳細は自治体におたずねください。

ご注意ください

- ◎応急仮設住宅の貸与期間は最長で2年間です。その間に恒久的住ま いの確保を行ってください。
- ◎応急修理が1か月を超え、上記①、②に該当する場合には、原則最長 で6か月間、仮設住宅に入居することが可能です。 なお、工事が完了した場合は、速やかに退去していただくこととなり ます。
- ◎まず、自分で物件を探す前に自治体又は自治体の設置する住宅相談 窓口にご相談ください。
- ◎民間賃貸住宅を利用した仮設住宅に入居する場合は、家賃上限を超え ないようにしてください。(家賃上限を超えると、仮設住宅の入居対象 になりませんので注意願います。)
- ◎高齢の方や障害をお持ちの方は、自治体に相談の上、仮設住宅を決定 してください。(病院に近い物件、低層階、バリアフリー住宅への入居 など窓口でご相談ください。)
- ◎ペット連れの方も自治体に相談の上、応急仮設住宅を決定してください。

生活必需品の給与・貸与

住宅が一定の被害(全壊、全焼、 流失又は床上浸水)により、生 活上必要な被服、寝具その他日 用品等を喪失した方に対して行 うものです。



○給与等される物品基準額は以下のとおりです。 ・全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円

・半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円

※本制度は現金を給付する制度ではありません。

対象品目

- ●タオルケット、毛布、布団などの寝具
- ②洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツなどの下着
- ❸タオル、靴下、靴、サンダル、傘などの身の回り品
- △石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー などの日用品
- ⑤炊飯器、鍋、包丁、ガス器具などの調理道具
- ⑥茶碗、皿、箸などの食器
- **⑦暑さ、寒さ等による健康被害を防止する観点から必要と** される扇風機、電気ストーブ又はこれに準ずるもの
- ③高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な 紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材
- ※品目の詳細は自治体により異なる場合もありますので自治体窓口に ご確認いただきますようお願いします。

認められない物品

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ、 ドライヤーなどの家電製品

- ○支給品は世帯人数により上記基準額の範囲内までの申請となります。(見舞品で はないため、全ての品目を給与又は貸与する訳ではありません。)
- ○申請窓口は、自治体になります。自治体で申請様式を受け取りください。
- ○手続には、申請書のほかに、り災証明書、身分証明書等が必要になります。
- ○現金を給付する制度ではありません。現物を給与・貸与することになりますので、 お届け先を確認します。





